

昭和恐慌下の農村財政

白 川 清

一 視 角

われわれが經濟現象を分析するにあいにおいて、そのとりあつかう對象としての、財貨ないし商品は、人と人との關係のあらわれとして、さらに階級諸關係を規制していくものとしてとらえなければならぬ。換言すればその財貨が、社會關係のうちでその關係をいかに規制していくのであるか、どんな制壓と收奪の擔い手となるかをいうことである。

このことは財政問題を取りあつかうときにおいても基本的に重要なことである。いつそう具體的にいうならば、豫算において「支出はこれこれ、歳入はこれこれ、その内譯は資本家むけ費用がいくら、また人民大衆のための支出がいくらである。また歳入の側からみれば、大衆の負擔となるものがこれこれ、資本家の負擔となるものがこれこれだ」というようなことはいうまでもないが、「資本家用の支出と、大衆用の支出の分の數字がこれこれで、

資本家用かはるかに多い。また収入においては、大衆の負擔がこれほどもあるのに、資本家はこれだけしかない。ここに國家豫算の階級的性格があらわれている」というようなことのうちに支配と被支配との關係を、人の社會的關係を見出そうとすることは、資本制生産社會における物神崇拜に迷わされたところの、人間關係の規定でしかない。資本制社會の財政においては、「大衆用の支出の分」なるものは、かりにその収入のすべてが資本家から徴收されたものであつたにしても、その本質はけつして非資本家的ではありえない。それは國家權力の保持者に奉仕するものであり、資本制生産關係をより擴大し、あるいは維持するためのものとしてたちはたらくのである。財政において單なる數、單なる量にとらわれると、その質的規定をみおとし、あるいは誤つた規定をみちびき出すことになりやすい。

だが以上のことは、財政問題の分析において、その質的規定が觀念的であつてよいということを意味してはいない。それは、事

象を具體的にとらえ、その歴史的諸段階と社會的諸關係との間にその質的位置を規定することなのであり、ある概念の押しつけであつたり、歴史的な類推であつてはならない。

われわれがここでとりあつた問題も、右にのべたような基本的視角をもつてつらぬかれなければならない。ここでは「農村用、あるいは農民用のものがこれこれ」というようなソロバンはじきをするのではない。國家財政が特定階級の支配のための物質的手段であるという性格は、ひとしく農村財政にも貫徹されている――だがそれは兩者が全く同一のものであることを意味するものではない。兩者はその規模においても、それがはたす役割においても相對的に異つてゐる。

だがかかる基本視角にたつて農村財政を問題とするばあい、それが究局においていかなる階級の利益に歸着するかということがあらかじめのべられなければならないし、それがいかに實現されているかが視點の第一でもある。

第二に資本主義がアルゲマイネ・クラーゼの時期に突入すると、それまでの資本主義の基本矛盾が激化されるのみならず、あたらしい矛盾が附加されてくる。このあたらしい加わる諸矛盾のうち、(1)には資本主義の根本矛盾による周期的恐慌が慢性化され、かつ「獨占價格と非獨占價格とがひらいてくる。とくに農業生産物と大工業生産物とのひらきが非常に大きくなる」のであり、(2)には「人民の生活が非常におしきげられ、實質賃銀がきりさげられ」貧困化がいつそう擴大される。これらの諸特長が農村財政に

どのようにあらわれているか、あるいはそれが農村財政にどんな影響を及ぼしたかということが第二の視點である。

第三に資本主義が「自由なる發展」の時期から「獨占の段階」へ、すなわち産業資本主義から金融資本主義へ、あるいはさらに國家獨占資本主義へと轉化すると、國家財政は「入るをはかつて出するを制する」という財政から「必要に應じて出す」財政へと轉化する。インフレーションはもちろん資本主義かはじまつたときからみられる現象であるが、そこでのインフレーションは短期間に克服されたのである。けれども一般的危機の段階になつてくると、豫算は財政インフレーションなしにはもはややつていけなくなり、慢性的インフレにたえず襲われ、財政インフレーションによる收奪が作用するようになる。しからば昭和恐慌期に巨大な財政支出をあたまたきめたこの支出の目的・意義と、農村財政が「必要に應じて出す」といういわゆる經濟と財政との逆轉した状態、およびそれか「さかだち」しなからどんなことをしたかということである。「農村財政は國家財政のごとく「財政インフレなしにはやつていけない」というようにはもちろんならない。農村財政は國家財政に従屬・規制されているし、他方農業内部では獨占體の形成は困難であり、したがつてそれが農村財政を利用・支配するということはないからである。むしろ危機下においては國家財政の「シワ寄せ」がしだいにそれを壓迫するようになる。」

第四に財政と經濟との乖離およびインフレ收奪の作用は、必然

的に農業あるいは農家所得とそれの税負擔との乖離を、租税負擔の過重をみちびくのであるが、これらの事實を指摘することである。

以上の諸點に視點をおきつつ、また從來一般に論ぜられてきた諸點をさけつつ分析をすすめよう。

二 農業恐慌—農業經濟と農村財政

昭和四年末より八年にわたる昭和恐慌は、資本主義態勢の全般の危機の展開の第三期を劃するものであり、それはウォール街に端を發し急速にかつ激烈に全資本主義をおそつた世界恐慌であつたが、基本構造のよい日本資本主義においてはいつそう深刻であつた。これに先行する第一期たる大戦後より大正一二年において、相對的過剰生産としての戦後恐慌におそわれた後、第二期たる相對的安定期—それは日本においては微弱—の開始とほとんど時を同じくして大震災恐慌に見舞われたが、そのさい震災手形等による金融資本救済が直接的動因となり、昭和二年金融恐慌をまきおこすという過程を経由する。

この間の農業部門の過程はどのようなであつたか。第一次大戦に日本は直接の戰禍を受けなかつたのみならず、西歐資本主義諸國の軍需および生活物資の不足と、これら諸國のアジア市場からの一時的後退という好條件のもとに巨額の利潤を得た獨占資本は、まつたく突如として足下からの大旋風におそわれた。米騒動かそれである。このとき農産物價格、とくに米價はいちじるしく昂騰

第1表 農林水産生産價額累年比

(單位千圓、%)

	農林水産 總價額	米	麥	藁	その他	工業生産 價額
大正14年	4,988,564	2,133,768	370,812	824,256	1,659,728	6,924,911
昭和1年	86.0	86.1	81.3	80.2	89.9	101
2	80.6	82.7	74.0	60.3	89.5	97
3	79.3	76.5	74.6	66.9	90.0	104
4	79.1	74.3	73.1	79.5	86.4	111
5	55.0	52.4	54.8	36.9	67.5	86
6	46.9	42.8	41.8	33.4	59.8	75
7	54.5	57.9	42.6	36.0	61.9	86
8	67.2	67.2	59.8	60.7	72.2	114
9	61.7	64.9	69.2	24.7	74.4	136
10	71.1	75.5	74.2	36.8	81.8	156
11	82.6	87.4	89.2	46.9	92.7	

- 表註 1. 昭和12、13年版『ポケット農林統計』2. による。
 2. 大正14年は價額であり以下は大正14年を100とした累年比
 3. 米生産額は原祐三『本邦重要物價の實證的研究』37頁
 藁生産額は同上 181頁

したが、それも東の間、戦後恐慌におちこみ、農産物価格は全般的な下落をきたした。その後相対的安定期に入つて二ないし三年は價格騰貴をしめすが、これも大正一四年を頂點として繼續的かつ急速な下落に轉する。以上のごとく價格變動のいちじるしさからいつてもこの期の農業が好景氣であつたとはいえないであらう。^(註)

さて以上の時期につづく、すなわち大正末期以降から準戦時體制までの農業事情を少しく立ちいつてみよう。

わが國における農林水産生産價額、およびそのうちの主要生産物價額のこの間における累年變動は第一表のごとくである。これによつてもあきらかなごとく、農林水産生産價額總額にあつては、大正一四年に比し翌年すでに一四%、金融恐慌の昭和二年には約二〇%の低下である。その後もつづいて低下し、恐慌のどん底たる六年にはまさに半分以下——四七%となる。これを底としてその後しだいに上昇するが、それでも昭和一〇年の農業總生産價額は、七一%、約三割もの低下であつた。而してこれは農業生産自體がいちじるしく縮小したためではない。農林水産價額の四三%前後をしめる米においては多少の變動はあるが、それでもむしろ累年増加傾向を示し、繭もおなじく恐慌期には増大し、麥もまた同様であつた。すなわち農業生産物數量はむしろ増加の傾向にありながら生産價額が低下したことは、農産物價格のいちじるしい低落にはかならない。第二表の農産物價格の累年變化はこの間の事情を明かにする。ことに國際の市場に直結されていた繭價格の

第2表 物 價 の 變 化
(單位圓、%)

	米	小 麥	繭	物價の總 平均指數
大正14年	(41.95)	(10.00)	(10.68)	100.0
昭和1年	90.4	87.0	78.2	88.7
2	84.4	77.1	56.5	84.0
3	74.1	76.7	60.7	89.7
4	69.7	75.2	66.1	82.3
5	60.8	60.5	29.0	67.9
6	44.2	42.2	28.4	57.4
7	50.7	57.2	33.1	60.4
8	51.5	63.9	49.4	67.3
9	62.6	61.6	23.0	66.5
10	71.4	71.3	42.1	69.5
11	73.7	87.9	46.2	74.0

低下は他と比較しえないほど暴落ははげしい。

これに反し工業部門の事情をみると、そこにいちじるしい相違が見いだされる。工業生産價額は昭和四年恐慌の爆發までは増加傾向を示し、恐慌期においてもその低下はもつともひどい五年においてさえ二五%の低下をしめすにすぎず、逆に七年になると大正一四年に比しすでに一四%増し、その後は飛躍的増大(軍需増を含む)をしめす。もちろん價格そのものの低落も、農産物のごとくはげしくはなかつた。

- 表註 1. 物價の總平均指數は、『日本統計年鑑』
第一回より。
2. その他の價格は、『日本農業年鑑』各號より。
3. 括弧内は單位價格實數。

恐慌過程における農業と工業とのこの相違、および獨占價格の支配は、シエーレをいちじるしく擴大した。第三表はすでに價格

第3表 農産物價格と農家必需品價格との比較(農林省調)

	農産物價格	農家必需品價格
昭和4年	100.0	100.0
5	81	89
6	60	77
7	71	84
8	77	90
9	81	90
10	89	92
11	93	95

註 内閣調査局「地方財政改善に關する内閣審議會中間報告書」による。

差の大きくなつた昭和四年を基礎にしたものであるが、そこにおいてさえその差の最大は六年の一七%のひらきとなっている。こ

したシエーレの擴大と農産物價格の低落とにより、第四表に示すごとく農業所得は總額でも、また國民所得のうちにしめる農業所得の相對的な割合をもいちじるしく引下げ、農家所得においてもその低下ははなはたしかつた。かくのごとき所得の低下は尤大な農民群を激しい困窮に追いつめた。^(註)

以上のごとき農産物價格および農業所得の變化はもちろん小農民の負債をいちじるしく増加した。農業負債については適確な資料に乏しく、種々の推計をもつてその指標とせざるをえないが、大藏省理財局が明治四五年に推計したところによると農家負債の合計は約七億四千六百萬餘圓であつた。昭和四年六月現在での帝國農會のそれは四〇億圓以上であり、農林省の七年七月現在の推

第4表 農業及び農家所得

	農業總所得	國民所得	農家所得
	(%) (千圓)	(%)	(%)
大正14年	3,356,364	51.1	1,648.83 ⁽¹⁾
昭和1年	81.2	—	88.7
2	76.2	43.1	73.9
3	77.6	—	72.6
4	82.1	45.4	69.8
5	52.7	—	43.8
6	40.1	28.4	32.9
7	52.8	—	37.9
8	69.0	32.3	44.0
9	59.2	—	44.4
10	72.3	27.0	50.8
11	79.1	—	55.4
12	93.2	24.1	62.3

表註 1. 農業總所得は『農業綜合研究』第二卷四號計畫部「國民經濟における農業所得の役割」140頁昭和1年以下は大正14年に對する累年比。
2. 農家所得は農林省農家經濟調査の三者平均でも農家の總收入から經營費と諸負擔を差引いたものなこの農家所得から家計費を差引けば昭和5年77.82圓6年7.31圓の赤字である。
3. 農家所得は昭和6年に調査方法が變つてゐるが、指標としてあげる。

計は約六〇億圓で、全國一農家平均一千六十餘圓である。^(註4)してみると明治末から昭和四年の一七一年間に約五・四倍へと増加し、その後二ヶ年にして八倍餘へと急増したことになる。負債増加はこれに止まらず六年の豐作恐慌、九年の凶作恐慌とツルベ落シの恐慌襲來はこの傾向をいつそうおしすすめた。尤大化する農民負債の相當部分は高利貸あるいは寄生的地主からの法外な高利率をもつておこなわれ、このことがさらに農民經濟を壓迫し負債を累増せしめた。

第 5 表 (イ) 昭和 2～12年全國町村財政歳出 (單位千圓)

	教育費 (1)	土木費 (2)	衛生費 (3)	勸業費 (4)	社會市 業費 (5)	役場お よび會 議費 (6)	整備費 (7)	公債費 (8)	基本財 産費及 び積立 金 (9)	諸税負擔 増業 (10)	電氣ガ ス自動車 の他 (11)	合 計 (12)
昭 2	243,600	44,509	28,959	8,753	5,884	92,444	8,332	34,660	27,825	3,041	42,539	540,778
3	257,140	45,539	30,126	12,455	3,561	92,828	9,229	29,459	27,214	3,384	49,880	560,821
4	236,218	43,949	25,981	15,310	2,860	89,239	8,517	35,103	25,496	2,204	44,725	529,699
5	211,740	39,899	26,597	9,039	12,989	82,363	7,595	34,875	19,483	2,195	51,367	498,147
6	196,157	38,059	28,625	15,375	9,608	76,754	6,941	42,445	15,812	1,921	57,233	488,937
7	200,562	92,189	21,938	32,410	9,544	77,776	7,177	36,234	14,675	2,073	50,233	543,723
8	203,185	102,125	11,023	28,144	10,652	76,789	7,797	35,425	15,492	3,037	49,374	547,059
9	215,266	73,959	12,055	33,155	11,693	77,640	8,622	37,627	14,339	3,044	48,398	539,631
10	224,486	65,980	12,154	37,701	13,143	78,948	8,596	40,375	13,989	2,866	56,541	560,377
11	234,899	53,236	12,985	33,535	13,955	81,544	9,378	49,488	15,593	2,891	58,207	570,637
12	233,076	46,839	13,001	35,540	13,178	85,753	10,446	37,953	15,448	3,362	62,067	566,860
(同比率)												
昭 2	%	8.2	5.4	1.6	1.1	17.1	1.6	6.4	5.1	0.6	7.9	100.0
3	45.0	8.1	5.4	2.2	0.6	16.6	1.6	5.3	4.9	0.6	8.9	100.0
4	44.6	8.3	4.9	2.9	0.5	16.9	1.6	6.6	4.8	0.4	8.5	100.0
5	42.5	8.0	5.3	1.8	2.6	15.7	1.5	7.0	3.9	0.5	10.3	98.0
6	40.1	7.8	5.9	3.1	2.0	15.6	1.4	8.7	3.2	0.4	11.7	90.4
7	36.9	16.9	4.0	6.0	1.7	14.3	1.3	6.6	2.7	0.4	9.2	100.0
8	37.1	18.7	2.0	5.1	1.9	14.0	1.4	6.5	2.8	0.6	9.0	100.5
9	39.9	13.7	2.2	6.1	2.2	14.4	1.6	7.0	2.7	0.6	9.0	101.2
10	40.1	11.8	2.2	6.7	2.3	14.1	1.5	7.2	2.5	0.5	10.1	99.8
11	41.2	9.3	2.3	5.9	2.4	14.3	1.6	8.7	2.7	0.5	10.2	103.6
12	41.1	8.3	2.3	6.3	2.3	15.1	1.8	6.7	2.7	0.6	10.9	105.5
												104.8

表注 1. 地方財政概要による。*印は歳出合計の累年比。

昭和恐慌下の農村財政

(ロ) 昭和2～12年、全國町村財政歳入 (單位千圓)

	租税收入 未役現品 換算	財産收入 および使用 料手数料	國庫 下金	國稅 交付金	國庫 道 府縣補助 交付金	寄 附 金	町 村 債	前 年 度 繰 越	そ の 他	歳入合計
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
昭2	267,255	37,556	67,528	9,654	16,316	18,317	65,023	69,389	57,701	608,746
3	278,728	38,685	67,079	9,296	15,471	21,072	56,865	66,748	57,242	621,192
4	277,877	38,004	67,102	9,128	17,149	17,421	39,895	60,056	58,572	585,208
5	236,613	37,321	75,896	8,731	16,259	14,548	57,037	55,517	54,509	556,476
6	199,882	37,596	75,191	7,585	15,259	15,865	70,565	57,888	60,608	540,445
7	190,413	34,085	77,699	6,590	63,908	18,994	64,216	51,196	87,052	594,138
8	193,561	32,950	75,563	6,235	71,654	20,883	62,987	47,308	84,238	595,382
9	203,339	34,682	74,543	6,405	51,152	22,534	64,660	48,011	90,459	595,831
10	214,630	34,859	74,246	6,627	43,848	25,500	63,261	56,189	96,341	615,507
11	219,621	37,680	70,605	7,636	30,332	24,097	65,148	55,928	115,662	626,921
12	193,202	38,394	70,184	8,964	28,664	24,367	55,198	55,446	154,267	628,693
(同比率)	%									
昭2	43.9	6.1	11.1	1.5	2.9	3.0	10.7	11.4	9.5	100.0
3	44.9	6.2	10.8	1.5	2.5	3.4	9.2	10.7	10.8	100.0
4	47.5	6.5	11.5	1.6	2.9	3.0	6.8	10.3	10.0	100.0
5	42.5	6.7	13.6	1.6	2.9	2.6	10.2	10.0	9.8	100.0
6	37.0	7.0	13.9	1.4	2.8	2.9	13.0	10.7	11.2	100.0
7	32.0	5.7	13.1	1.1	10.8	3.2	10.8	8.6	14.7	100.0
8	32.5	5.5	12.7	1.0	12.0	3.5	10.6	7.9	14.1	100.0
9	34.1	5.8	12.5	1.1	8.6	3.8	10.8	8.1	15.2	97.8
10	34.9	5.7	12.1	1.1	7.1	4.1	10.3	9.1	15.7	101.1
11	35.0	6.0	11.3	1.2	4.8	3.8	10.4	8.9	18.4	103.0
12	30.7	6.1	11.2	1.4	4.6	3.9	8.8	8.8	24.5	103.3

表註 『地方財政概要』より。*印は歳入合計の累年比。

第 6 表 農業總所得に對する
町村財政歳出の割合

	等價計算 (%)	農業所得に對する割合 (%)
昭和2年	100.0	21.2
3	103.7	21.5
4	100.1	19.2
5	114.3	28.2
6	132.8	36.3
7	140.2	30.7
8	126.7	23.7
9	126.2	27.2
10	125.5	23.2
11	120.1	23.7
12		18.2

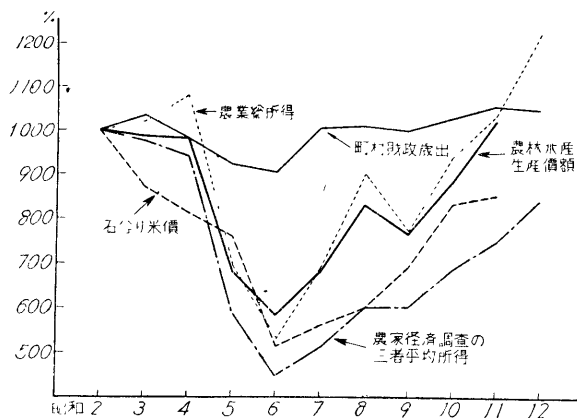
表注 等價價值計算は日銀卸賣物
價指數による。

ここでさきにわれわれがみた農業經濟の諸指標と對比してみよう。第一圖によれば農村財政の固定性、あるいは農村財政と農業經濟、所得との乖離の傾向がかなり明瞭にうかが

以上のごとき經濟の動きにたいして農村財政の態様はどうであつたか。『地方財政概要』により昭和二年から一二年までの全國町村財政の累年收支に第五表のごとくである。これをみればあきらかにごとく、財政規模の大きさは變動かはなはだしい。歳出をみると、わりあいに減少したのは昭和五―六年の二ヶ年であり、その減少も一割にみたないものであるし、七年以降は漸増の傾向にあるのか特徴的である。ここで注意すべきは、一般諸物價がすでにみたごとくいちじるしく低落したのであり、従つて貨幣價值は増加しているから、相對的には財政規模はかなり大きくなつたといえるし、他方第四表に示した農業所得にたいする町村財政歳出は第六表に示すごとく増加した。このことは一概にはいえな

いが市よりも町、町よりも農村において強くあらわれることは後にふれる。

われる。とくに昭和五―一年のあいだはこの兩者の開きが大きくなつており、農村財政は農業經濟、農業所得と相對的にむしろ逆な動きをしていることが指摘される。本來「入るをはかつて出づるを制する」といわれる財政、しかも農村財政においてかかる特徴の示されることは注目すべきことである。



第 1 圖 農村財政の固定性

圖註 町村財政は「全國町村」であり、その他は行政區別によるものでなく農業又は農家に關するものである。ここに注意。

昭和恐慌下の農村財政

尙ここで第五表の内容に注意をむけると、そこにおおまかにいつて傾向を異にする二つのグループをみる。一つのグループは、恐慌に突入する時期に相前後して財政收支中の相對的比率が低下したものであり、歳出ではそのもつとも大きな部分をしめる教育費、役場費、その他衛生費、基本財産費および積立金、歳入では最も大きい租税収入をはじめ財産収入及び使用料・手數量、國庫下渡金、税徴収交付金等がこれにぞくする。他のグループは、かえつて増加したものであり、歳出における土木費、勸業費、歳入においては國庫・縣補助交付金等である。このうち土木費と補助交付金とは、その増加がとくに顯著でありかつ増加の時期を一にしている。

農村財政の變化が第一圖のごとき特徴をもっているものでありかつそれが本來的な役割とともに新たに附加された役割を果したものであるとすれば、そして農村財政が國家内における一行政公共團體の財政であつて、その上に道府縣財政と國家財政とがありそれらはひとしく支配機關的的手段であり、獨立的であるとともにそれは相互に關連しあつているのであるとすれば、その財政の内容にも何らかの關係があるはずである。いまこのために國家財政、道府縣財政および農林省、内務省豫算をしかける。それは第七表のごとくであつた。表にあらわれた一般的特長として、その歳入歳出額は、恐慌に突入した昭和五年前後までは昭和二年に比して減少または不變であつた。だが昭和七年からはいずれも飛躍的増大をしめしている。それは、われわれが農村財政について

第7表 各 財 政 指 標

(單位千圓、%)

	國家財政一 般會計歳出	道府縣 財政歳出	内務省豫算 中臨時部	農林省豫算 中補助費
昭和2年	(1,765,723)	(492,214)	(223,331)	(16,927)
3	102.8	99.8	112.4	118.4
4	98.3	99.4	76.5	119.2
5	88.2	97.2	44.5	127.5
6	83.6	102.1	41.6	118.9
7	110.4	126.9	73.1	354.0
8	127.7	145.8	82.2	496.9
9	122.5	133.9	65.1	556.1
10	125.0	174.2	60.0	304.7
11	129.3	205.8	67.7	298.2
12	153.4	168.2	101.4	392.6

表註 1. 國家財政は第一回『日本統計年鑑』、道府縣財政は『地方財政概要』、内務省臨時部豫算は『帝國統計年鑑』、農林省補助費は『農林關係補助金の性格』による。

2. 括弧内は實數それ以下は昭和二年に對する累年比。

指摘したのとはほぼ同一の傾向であつた。このことは國家から地方に至る全機關が總力を動員してこの危機をのりきらねばならなかつた——だがその方法の如何を問はず一時的なものであり、且つ危機克服策はいつそう基本矛盾を擴大し更に大きな危機の爆發を

準備するものであることを示すものである。だからこのような財政の膨脹には昭和六年六月、日本の大陸侵略の開始があり、したがってこれを機として軍事費の増加――國家市場の擴大かなされ、昭和十一年準戰時態勢にはいることによりますます國家財政の膨脹をきたしたということを含んでいる。

われわれはまずこの増加したグループ、とくに土木費を中心にして考察をすすめよう。

註1 大内兵衛『日本財政論・公債篇』一四九頁。

井上・宇佐美、『國家獨占資本主義論』四七頁。

2 川崎已三郎『恐慌』九五頁参照。

3 『日本農業年報』I・慘たり！農民生活。

農林省蠶絲局『絲價暴落による農民因體の實態』参照

4 『日本農業年報』第一輯「第二部、恐慌の事實分析」参照

5 同書参照

三 救農事業と農村財政

昭和初期から停滯の度をつよめていつた農業は、昭和四年末からの世界恐慌の開始およびその展開のうちでそれと競合し未曾有の農業恐慌となつた。農業恐慌の激化は、農業危機をいつそう具體化し、國家權力をかつてない動搖にみちびき、何らかの補強工作を必要とするまでに、半封建的な農村社會機構を震撼せしめた。かくて、從來からあつた形のもの、あるいはあらたなる諸農業政策が主として昭和七年から強化されるかまたは強力に「社會の機

關として社會の上に立つている」官僚の主導のもとに大規模に遂行されたのであつたが、われわれの問題の性質上、かかる補強工作の一大支柱であつた昭和七年にはじまる救農事業を概観しなければならぬ。

救農事業は、七年九月、第六三臨時議會――いわゆる救農議會――における時局匡救事業の主軸として發足した。この事業の規模およびその内容についての資料は少ないが、とにかく一時局匡救豫算は三ヶ年間で國費約六億、政府低利資金の地方匡救事業費か約二億、その他匡救融資額約八億、これらを合して總額凡そ十六億にのぼる」というように巨大な計畫ではじめられた。この計畫がいかに大きなものであるかは、滿洲事變費で膨脹化した昭和七年の國家豫算一般會計歳出が十九億五千餘萬圓であるところからも想像されるであらう。けれどもこの龍大な計畫も「軍事費の増大に押されて」三ヶ年間六億の國庫支出豫定は約五億一千八十八萬圓、すなわち當初の計畫より一三%餘の支出減となつた。

それはとにかく、この龍大なる國庫支出は、國家が恐慌にうちひしがれた、疲弊した農村と、續出せる失業者群とを「救済」して「無上に嬉し」がることにとまるものではなく、またいぢじらしく激化されてきた社會不安に對處しての、資本主義態勢の補強工作という消極面のみではなく、あらたなる收取と收取態勢の整備という積極的な役割をもつていたことを指摘しなければならぬ。すなわち第一に「時局匡救に名をかりた軍事費」の支出をふくんでおり、さらには匡救事業費中首位をしめる内務省匡救

豫算には「軍事國道費」あるいは軍港灣費が計上されていたのであつた。第二にこれらの軍事國道・港灣費のほか國・縣・村・農林道等の土木事業費が相當にふくまれている。かかる事業によつて匡救事業の目的たる失業者救済、疲弊農村救済が一時的にある程度解決されるであらうし、またかかる道路交通網の整備は産業發展上に寄與することはいうまでもないが、他方近代戰爭を遂行するための、「最大帝國主義の一つによつてなされた最初の大規模な軍事的進出」を推進展開するための總力戰體制——經濟總動員態勢をめざす國內體制確立の役割をもつていたのである。第三に財政インフレーション——インフレ收奪——はこの巨大な匡救事業の開始が滿洲事變とからみあつて本格化されたことである。そして「日本では財政が、かういうふうに、はつきりとあらわれてきたのは、ほかでもない一九三三年であつて……そのときから、いわゆる赤字財政が次第につよくとられ、國民所得がどうあろうと、それにはもうかまつてはおれない。」^(註)ようになつたのである。いま國家財政一般會計の歳入中、借入および公債による收入をあげれば第八表のごとくである。すなわち一般會計收入における借入金および公債收入は、それまで少額であつたが、七年から九年まではじつに三三%前後をしめるにいたつた。かかる増大が單に軍事費の増加のみによつたものでないことは、第八表の軍事費の増加傾向をみてもうかがわれる。あるいは内國債起債額(含特別會計)の七年からの飛躍的増加にもみられるであらう。突如は、^(註)められた匡救事業はほとんど赤字公債でまかなわれなかつた。

第八表 一般會計中公債及借入收入

(單位千圓)

	(A) 一般會計中 借入及び公 債收入	(B) (A)の歳入 に對する割 合	(C) 一般會計歳 出中陸海兩 省豫算	(D) (C)の歳出 に對する割 合	(E) 内國債起債 額
昭和2年	61,094	3.0	491,639	27.8	742,479
3	157,085	7.8	517,238	28.5	689,146
4	99,862	5.5	494,920	28.5	558,942
5	38,000	2.4	442,859	28.4	265,608
6	120,272	7.9	454,616	30.8	457,583
7	659,592	32.2	686,384	35.2	1,096,743
8	783,037	33.6	872,620	38.7	1,066,062
9	742,542	33.0	941,881	43.5	1,063,126
10	678,370	30.0	1,032,936	46.8	1,051,213
11	609,621	25.7	1,078,169	47.2	2,871,234
12	605,481	20.8	1,236,840	45.7	2,259,517

表註 1. (A)~(D)は『財政經濟統計年鑑』1949年版による。
2. (E)は『銀行金融總鑑』昭和24年版による。

時局匡救事業の中軸をなすものは、内務・農林兩省であつた。兩省の匡救豫算が三年間にどれだけであつたかといふことはあきらかでない。もちろんこれは匡救費をどこに限定するかといふことによつても異なるであらうが、『日本農業年報』によれば内務省約二億三千三百五十六萬圓、農林省約一億三千六百二十萬圓、合計約三億七千萬圓であり、これは匡救總豫算額の七二・五％である。内務省匡救事業費中、農村あるいは農村財政に直接關係しているとおもわれるものは農村振興土木事業費と北海道農漁村振興事業費（合計一億五千六百十萬餘圓、同省匡救豫算の六五％）であり、その他治水事業費、道路改良費等若干關係しているであらう。ついで農林省所管の救農事業費は第九表にしめすごとく三ヶ年合計一億四千七百七十餘萬圓となり、これは前掲農業年報の數字とはかなり相違している。もちろん第九表のすべてが農村財政に關係するものではなく主に(ロ)表(1)―(3)と(4)の(ロ)、及び(イ)表(2)の一部又は全部であらう。

以上の分析は國家豫算に關係するものであつたが、地方財政自體の負擔に於て行われねばならぬ匡救事業費^(註1)は三ヶ年約三億圓にのぼるという。この經費をまかなうための道府縣、市町村は三ヶ年に、失業救済事業費をもふくめて二億六百七十餘萬圓の地方債を起債した。

以上のごとき目的と規模をもつて發足した救農事業が農村財政に直接關係してくる費目は、われわれがさきに指摘した農村財政歳出において増加したグループに含まれるもので、主として救農

土木事業費とむすびつく土木費、農村經濟更生施設費と關係する勸業費である。すなわち土木費は、その絕對額において昭和二年に對しそれ以降漸減してきたが、七年には一躍二〇七％、八年二二九％、九年一六六％となり、また各年度財政における土木費の割合は昭和二年八・二％であつたが、七年には一七％、八年一八・七％、九年二三・七％へとほなほだしい増加をしめしている。この土木費はもちろん救農事業以外のものも含むが、(一)昭和四年七月政府の發した訓令^(註2)により新規事業はもちろん既定事業の打切ま、たは繰延べが指令されているし、(二)深刻な農業恐慌により財政收入が減少し、加えて、(三)救農土木事業の開始とともに地元負擔が増大したという諸理由によつて、三ヶ年約二億六千八百餘萬圓のほとんど大部分が救農事業費にほかならなかつたと考えられる。勸業費の増加も第五表にしめしたごとく昭和二年一六％であつたが七年六％、八年五・一％、九年六・一％といちじるしく増している。このこと、すなわち土木費、勸業費の大部分が救農關係事業費であることは、收入面をみることにによつてもうかがわれよう。第五表(ロ)にしめすごとく國庫、道府縣補助交付金は各年財政收入の三％以下であつたものか、七年一〇・八％、八年一二・〇％、九年八・六％に増大している。

それでは一體疲弊農山村の救済を目的としたといわれる救農土木事業が農村においていかにおこなわれ、どんな効果をもたらしたたであらうか。具體的事例によつてすこしく検討しよう。第一〇表は實態調査および文書調査の結果をまとめたものである。いうま

第9表 (イ) 農林省所管時局匡救關係經費

(單位圓)

昭和恐慌下の農村財政

	昭和 7 年	8 年	9 年	計
(1) 農業土木事業費	50,139,818	43,914,585	14,586,741	108,641,144
(2) 農村經濟更生施設費	3,686,992	2,596,525	2,522,231	8,805,748
(3) 藪共同保管施設助成金	1,136,200	1,134,000	2,650,000	4,920,000
(4) 米穀現在高調査費	123,234	-	-	123,234
(5) 製絲業法施行に伴う經費	65,707	-	-	65,707
(6) 自作農創設維持利子補助	276,073	-	-	276,073
(7) 米穀貯藏獎勵金	-	5,000,000	19,500,000	24,500,000
(8) その他	229,229	100,000	71,000	400,229
合 計	55,657,253	52,745,110	39,329,972	147,732,335

表註 1. (1)は筆者算出の次表による。

2. (2)は中央物價統制協力會議『農林關係補助金の性格』84～97頁から本表及び次表(9)(ロ)に含まれている製炭設備助成金を差引き、且つ左の資料では別項となつてゐる農業經營改善助成金、副業獎勵金、失業救済農村事業利子補給金の三費目を經費の性質上(2)に加算した。

3. (3)は『日本農業年報』第7輯86頁による。なお昭和7年度分は「夏秋蠶繭處理對策費」である。

4. (4)～(8)までは『日本農業年報』第7輯の數字をそのままのせた。

5. 昭和7年度の農林省所管時局匡救豫算は『日本經濟年報』第10輯239頁にもその概略がある。

一九二

でもなく救農土木事業といつてもその内容はさまざまであり資金調達の方法や事業にたいする補助率もまた多様である。

さてわれわれはここで救農事業か、農村財政に及ぼした影響と農村財政が擔當しておこなつた救農事業の効果と意義とを、これまでのべたことおよび第一〇表を見つづのべなければならぬ。

第一に救農事業の第一の目的たる疲弊農山村、農民の救済——だが同時にそれは危機の一應の打開という使命を擔つていた——ということはどうであつたか。なるほどこの事業によつて貸銀のかたちで農村に散布された金額は、第一〇表にみられることく各事業とも事業費中にしめる勞賃部分は五—七割でかなり高率である。これは救農事業の目的が困窮農山村に主として勞賃として現金収入の機會をあたえ、農業土木事業費中の五割乃至七割は勞賃として地方に現金を供給すべく豫定されてゐたことによるであらう。この意味ではその目的は、ある程度達せられたといふであらうし、

第9表 (ロ) 農林省時局匡救費中の農業土木費

(單位圓)

	昭和 7 年	8 年	9 年	計
(1) 開墾事業助成金	13,764,355	5,574,206	1,482,080	20,820,641
(2) 用排水改良事業助成金	10,480,144	7,081,289	2,309,051	19,870,484
(3) 暗渠排水小設備助成金	8,363,606	6,742,183	1,510,677	16,616,466
(4) { 山林關係 (イ) 國營事業費	3,232,033	3,942,952	1,449,786	8,624,771
{ 匡救事業 (ロ) { 助成事業中 { 國庫補助	5,865,574	8,033,649	3,516,947	17,416,170
(5) 小漁港設備備及船溜船揚 場及築磯設備助成	3,193,700	8,549,900	2,978,400	14,722,000
(6) 牧野改良事業助成金	1,490,406	1,490,406	584,800	3,565,612
(7) 桑園整理及改植助成金	3,750,000	2,500,000	755,000	7,005,000
合 計	50,139,818	43,914,585	14,536,741	108,641,144

- 表註 1. (1)、(2)、(3)は耕地擴張改良事業要覽第11次統計の「時局匡救耕地關係農業土木事業」の決算額である。なおこの數字は中央物價統制協力會議『農林關係補助金の性格』108～109頁の數字とはかなり異っている。
2. (4)は第7次山林要覽「山林關係時局匡救事業」(246～247頁)より。
3. (5)(7)は中央物價統制協力會議『農林關係補助金の性格』109頁による。
4. 昭和7年度の農林省所管時局匡救農業土木費についてはダイヤモンド誌昭和8年8月1日號にその概略がある。
5. 上記事業に伴う府縣、市町村負擔を概算しよう。(1)の内2年量開墾は4割、小開墾は5割、事務費負擔率は不明なるも5割とすれば合計25,632,303圓、(2)、(3)は各5割の國庫補助(事務費補助は5割と假定)であるから合計36,486,950圓である。(右補助率は耕地要覽による)(1)～(3)の合計62,119,253圓は府縣市町村財政又は市町村産業團體、或は個人の負擔となる。(4)、(ロ)の助成事業における府縣財政の補助額は民間林道開設助成、荒廢林地復舊助成、製炭設備助成の三者で2,286,622圓、市町村財政負擔は民間林道開設助成のみであるが5,117,470圓である。(山林要覽および林野廳における調査による)(以上(1)～(4)はいずれも3ヶ年通算)

第10表 町村で行われた救農土木事業の事例

(単位圓)

昭和恐慌下の農村財政

	A 福島縣 内郷村	B 福島縣 杉田村	C 新潟縣 小中川村	D 滋賀縣 賀川村	E 林道開設 助成事業
工事費計	1. 村財政負擔(村債) 實數(円) 割合(%)	413.61 7.7	1,350.00 24.6	1,800.09 21.7	5,117,470.00 29.9
	2. 國縣の助成金 實數 割合	2,700.00 49.8	1,500.00 50.0	4,133.91 75.4	6,490.00 78.3
	3. 寄附金受益者負擔 實數 割合	2,304.00 42.5	1,500.00 50.0		12,007,565.00 70.1
	計 實數 割合	5,417.61 100	3,000.00 100	5,483.91 100	8,290.00 100
	17,125,035.00 100				
支出内容	1. 物件費 實數 割合	1,667.17 30.8	1,540.47 51.3	3,022.92 55.2	2,219.35 26.7
	2. 勞賃 實數 割合	3,750.44 69.2	1,459.53 48.7	2,450.99 44.8	6,070.65 73.3
使用労働者延人員(人)	6,805	2,368	?	9,048	16,392,091
一人當勞賃單價	523.6人は0.45 1,568.8人は0.88	平均 0.50 馬付 1.00	?	男普通0.70 女普通0.50	

- 表註 1. A、Bは農務局編『時局巨救耕地關係農業土木事業、小用排水編』による。Aは堤長23間、平均水深14尺、水面積4反6畝の溜池工事。Aの寄附金は部落協議費の積立より。
2. Bは巾4〜5尺延長61尺、堤高2尺5寸の用水路工事。この寄附金は受益者より所有反別平均割により徴収。
3. Cは實態調査であり三ヶ年繼續の村道開設事業。村財政負擔の1,350圓は全部村債である。
4. Dは京都帝國大學農學部農林經濟研究室『農村調査報告書』(昭和14年3月)41頁以下による。事業は村道費6,000圓、荒廢林地復舊費1,800圓、村道改良費490圓の合計で昭和8年實施のものである。なお村財政負擔1,800圓中1,500圓は村債である。
5. Eは第9表(ロ)の(4)の助成事業中林道開設事業であり1,842,384mの林道が開設された。『山林要覽』第5〜7次による。なお勞賃は不明であるが平均日賃銀を50錢とすれば8,196千餘圓となる。括弧内はそれから割出した割合である。村財政負擔中7,8兩年度合計は4,491,566圓でその内3,051,712圓(68%)は低利資金の融通によつてまかされた。

國家は「失業労働者たちに與えられた仕事を彼等が早く進んで受取つたこと以上に私をひどく愉快にさせ、また喜ばせた」ことはほかにないというであらう。けれどもまず指摘すべきことは、それは著しく低賃銀であつたことである。だがこの低賃銀でかくとくした収入は「現金収入にて納税その他肥料代の未拂を支拂」つたのであるが、しかも「數年來の不況に依り農山村民は多少の負債を有せざるものなき状態なりしが、昭和六年の凶作は益々負債を多からしめ、……然るに匡救事業の實施以來其の勞賃を以て……財産差押の厄を免れ……醫療費未拂の整理……電燈料未拂のため消燈せられたるもの等に充當した」ことに終つたといふことは二にのべた所得低下、負債の累増傾向と、後にのべる農村の租税滞納状況からも容易にうかがわれるであらう。かくてここでの賃銀は「右から左へ」と農民を素通りしたのであり、滞納租税、負債支拂のための賃労働に終つたのであり、それは結局實質上國家（滞納租税の完納）と寄生的地主、高利貸（負債支拂）への奉仕に終つたといふことである。

第三に大恐慌による失業者は「昭和七年七月五十萬人を突破」し、六年八月より一〇年七月までの職工解雇者累計は第一一表のごとく約二百二十一萬人を算する。この巨大な失業者群の歸趨別を見ると、その第一は歸農者であり、資本制生産様式の基本矛盾から放出される労働者群は、まず窮迫した農村へながれこんだ。そしてかかる歸農者が農村で匡救事業による賃銀収入を與えられたこと、あるいは直接「炭坑失業者一千名が有村當局の心痛

第11表 解雇職工累計中の歸農者累計

	失業者數	内歸農者數	歸農割合
昭和6年 8~12月	293,476	123,570	42.2
7年 1~12月	493,488	215,229	43.6
8年 1~12月	525,437	231,302	44.0
9年 1~12月	568,535	216,313	38.2
10年 1~7月	336,028	116,117	34.3
合 計	2,207,016	902,531	40.9

表註 1. 内務省社會局調査による數字、『日本經濟年報』各號より集計。
2. 商工省調査統計局篇『昭和20年工場統計表』によれば、5人以上従事工場の従事者數は昭和8年 2,112,869人、9年 2,402,812人である。

であつたが匡救事業で失業者を就勞せしむるというやりかたによつて工業部門での階級闘争の緩和に役立つた。かかる意味では救済事業は資本救済のためにもすくなからざる役割をはたしたこととなる。

第三に「交通の發達とその完備」これは資本主義のみならず一般に經濟發展の一大要素である。救農土木事業による村・農・林道等の道路開設は農山村の生産物・商品化を迅速・容易ならしめる反面、商品の農山村侵入——農村がより大きな市場として開發される。さらにたとえば「從來の林産物搬出路は迂餘曲折辛うじて人背に依り搬出するの外途なかりし箇所多く多額の搬出費を要したるも林道開

設の結果車馬の通行容易となり搬出費を半額以下に低減^(註35)せしめたということは林道のみならず村・農道開設にもひとしくいいうることであり、救農土木事業による諸道路の開設整備が農山生産物の搬出費を低減せしめたことはあきらかである。あるいは第一〇表にあげたとき用排水事業や土地改良事業は農業労働の生産力をいちじるしく高めたこともあきらかである。かくしてかかる投資は——それを農村財政が擔當してもしなくても——差額地代の形成・増加として作用するのであり、とくに農林省農業土木事業に關係せる農村財政でおこなわれた救農事業が、差額地代の形成増加をもたらししたことは、あらためていうまでもない。しかし結局は形成された差額地代が半封建的地主階級の地代收得を増し、あるいはその経済的基礎の補強^(註36)としてはたらいだともいうまでもない。だがこれだけにとどまらなかつた。「生産のための生産、蓄積のための蓄積」たる資本制生産にあつては「勞賃が、労働力の價值減少……の結果として下落」「労働の不拂部分が支拂部分を犠牲として増大^(註37)」するかぎりにおいて生活必需品價格の低いことが、また「原料價格の低いことが……工業國にとり如何に重要であるか」ということは一般である。すなわち農山生産物——工業原料、生活物資——價格が低位であることはブルジョア的生産に有利に作用する。かくして資本主義が自由なる發展から獨占の段階へとすすみ、あるいは一般的危機のもとにおいては獨占價格によりシエーレが次第に擴大されたことについてはまえにふ

れた。がさらに中日戦争を轉期とする國家獨占資本主義への移行は「社會の剩餘價值總量の國家權力による人爲的再配分」が「價值法則の著しい強權的變形^(註38)」をもつておこなわれるが、それらのうちとくに物資・物價の統制をもつて獨占の形成されにくい弱い經濟部門たる農業部門からの價值收奪をいつそう強化し、差額地代の國家占有が強權をもつて遂行される。農村財政が擔當した救農事業はまさにこの意味でわれわれが三のはじめに匡救事業の積極的役割の第二に指摘したいわゆる第二次大戰戰力増強の經濟的準備——態勢確立の役割をはたしたのであつたし、それは國民經濟の霸權の資本への移行を推進するひとつの物的基礎ともなつた。

第四に勸業費であるが、これは農會補助、農業諸組合への補助金、病蟲害防除費補助、自給費料改良増産獎勵金等々の微細な補助獎勵金によつて構成されており、實際農民の手にわたるものは零細なものであり、經濟的效果はほとんど單に農民の生産意欲を刺激し、あるいは自給自足、自力更生で生産を増加させる政策をおしすすめる楨杆にすぎなかつたことを指摘するにとどめる^(註39)。

第五に土木事業施行による地方財政負擔の擴大についてはさきに若干のべたが、第一〇表およびをみてもあきらかなごとく村債借入金金の増大をまねきかつ「村歳出膨脹の重要な素因を構成^(註40)」し農村財政への壓迫となつたのであり、ここに「必要に應じて出す」農村財政がみられるであらう。他方農民は受益者負擔のかたちで事業費を負担しその負擔を増加した。

さいごに農村財政の相對的絕對的貧困化と中央へのいつそうの從屬化があげられなければならない。しからばこれは具體的にどのようなであつたかを農村財政の特質をもふくめて考察をすめよう。

註1 エンゲルス『家族、私有財産及び國家の起源』西雅雄譯

二二六頁。

2 『ダイヤモンド誌』昭和八年八月一日號。

「尨大な計畫!! だが資本救済」(大内兵衛、前掲書一四八頁および一七四頁以下)に比すれば小さい。

3 藤田武夫『日本地方財政發達史』五二一頁

4 「次ぎ次ぎに小皿、小鍋、小瓶を、一つのこさず、鋪道に叩きつけた。隣人の喝采はつづけてやまないの、私は彼等を喜ばせることが無上に嬉しかつた」ゲーテ『詩と眞實』

岩波譯版 第一部 一四頁

5 『日本經濟年報』第九輯 二四七頁

なお詳細は同書二四六頁の「追加豫算各省所管別表」また『ダイヤモンド誌』昭七・一二・一日號參照

6 右年報同頁

7 内田讓吉『日本資本主義論爭史』(下) 三六二頁。

8 志賀義雄『戦後日本の危機と財政』五六頁。

9 『日本經濟年報』第九輯二五〇頁および第一〇輯一一九頁參照。

昭和恐慌下の農村財政

10 『日本農業年報』第七輯八六頁以下參照。兩省匡救豫算統計はわずらいをさけてのせない。

藤田前掲書五二七頁には「兩省三ヶ年間に臨時部に計上された時局匡救事業の一部として失業救済のために行われた土木事業の總經費は四億三百七十三萬圓」とある。なお藤田武夫『日本資本主義と地方財政』第八章第四節參照。

11 内務省所管の府縣町村土木事業にたいする助成率は藤田前掲書 五四六―七頁參照。

12 「昭和七年度に於て八千七百四十九萬圓」(『日本經濟年報』第一三輯一八五頁)昭和八年度一億三千五百四十二萬八千圓、九年度七千六百三十萬七千圓(同一六輯二一四頁)合計二億九千九百二十二萬五千圓。

13 「地方財政改善に關する内閣審議會中間報告」による。

道府縣市町村失業救済及時局醫救事業起償見込額(内務省調)

昭和七年 五一、一二九千圓

八年 九七、八一〇千圓

九年 五七、八二九千圓

合計 二〇六、七六九千圓

14 内務省地方局『地方財政の現況』(昭和五年一月刊)參照。

15 「自治體たる町村は何れも諸税の未納にて財政の運用を缺き悲慘極まる状態」(青森營林局『救農事業並其の効果の概要』五頁)

16 『日本經濟年報』第二一輯七六頁。

17 『資本論』長谷部文雄譯第八分冊、三一〇頁（傍點筆者）
 18 『帝國統計年鑑』によれば昭和七年の職工平均賃銀は男二五〇六圓、女〇・七六五圓（一日賃銀）である。（第一〇表と比較せよ）

19 前掲第一〇表A村及びB村の「農村に及ぼせる影響」より。
 20 青森營林局前掲「概要」六頁、なお本書および秋田營林局よりの同名書には救農事業の効果が豊富にあるがわずらいをさけてのせない。

21 藤田、前掲書五一八頁。

22 前掲第一〇表A村の「農村に及ぼせる影響」より。

23 秋田營林局前掲 九頁。（傍點筆者）

24 農林省經濟更生部『經濟更生計畫實行調査』（經濟更生計畫資料）各號の土木事業に關する實例を参照。

25 『資本論』長谷部譯第八分冊、二七一頁。

26 『資本論』長谷部譯第八分冊、二五六頁。

27 井上・宇佐美、前掲書 二八頁。

28 前掲農林省經濟更生部資料、および「經濟更生特別助成村の經濟更生計畫及其の實行費調」各府縣別参照。

29 京都帝國大學農學部『農村調査報告書』四一頁。

四 農村財政の貧困化と從屬化

救農事業實施による土木費、勸業費の膨脹をのぞいてしまえばその他の費目はいずれも低下したのであり、そこにはいぢりし

第12表 役場職員給料の切下げ

（單位圓）

	昭和5年	7年	11年	昭和5に對する 7年の割合
村長報酬	600.00	420.00	420.00	70.0(%)
助役給料	600.00	468.00	468.00	78.0
收入役給料	516.00	432.00	432.00	83.7
書記給料	924.00	756.00	768.00	81.9
使丁給料	423.00	360.00	358.00	85.0
賞與額	80.00	40.00	40.00	50.0
農作傭(日)	0.57	0.42	0.50	73.7
職工賃銀(日)	2.002	1.909	1,901	95.5

表註 1. 岐阜縣牛牧村の調査による。8年以降12年までは11年に同じ。
 2. 農作傭は年雇男1日平均賃銀、職工賃銀は男女平均の1日平均賃銀。いづれも『ポケット農林統計』による。

く貧困な様相がみられる。
 まず農村役場の職員給料切下げについてであるが、第二二表に
 しめすごとく昭和五年にたいして七年は三〇ないし二〇%と、い

ちじるしい切下げである。そしてこの切下げは匡救および軍事インフレーションのやや昂進した時期でもけつして引上げられなかつた。さらにこの切下げを工業部門と比較すると農村でのそれが、いちじるしいことが特徴的である。以上の切下げだけでなく給料遅配もあつた。また教育費のうち、學校職員給料についてもほぼ同じことがいえるのであり、この期における教員給料未拂は廣範にわたり、とくに農村においてははなはだしかつたのである。^(註1)

以上にあげた農村財政における二天經費のうちの給料切下げは、資本主義の矛盾の激化によつてもはや國民生活の水準をひきあげることが出来なくなり、急速に生活の切下げ、實質賃銀をおしさげる方向へと轉化していたという一般的危機の特長を物語るものである。小學校教員給料は昭和五年の地方財政改革によつて、國庫・縣が全額負擔するまでは大正七年にはじまる義務教育費國庫下渡金であつた。この義務教育にたいする下渡金は、たとえば前掲牛牧村ではつぎに示すごとく小學校教員給料・雜給にたいして四〇ないし六〇%にすぎない。^(註2)のみならずこの下渡金は恐慌期、それ以降のインフレーションに入り農村財政がその困窮の度をますのに反してかえつて減少したのであり、これは第五表にもあきらかにうかがわれるとおりである。かかる下渡金の減額が教員給料未拂の要因をなしたことはいうまでもない。かくして一方では昭和七年から三の結論でのべたごとく國庫補助金の増加だが他方で義務教育費下渡金の減額!!

昭和恐慌下の農村財政

	小學校教員 給料・雜給	義務教育費 國庫下渡金	給料雜給に對す る國庫下渡金
昭和5年	3,829.11	2,319.23	60.5(%)
8年	4,077.85	2,382.17	53.4
10年	4,361.52	2,242.64	51.4
12年	5,711.78	2,183.55	38.2

教育費において無視しえない特長——義務教育が何であるかは問わないとしても——はその軍事的性格である。「近代日本政治史には軍國主義が強大な役わりをして」いたのであり「天皇制の軍事的性格はそのいちじるしい特長で」あつたし「明治以後兵制改革で東アジアでは軍事力を獨占する地位を二十世紀のはじめごろから確立していた」のである。だがこのことは、人的にいえば『(半封建的)零細耕作農民及び(半隷奴的)賃銀勞働者』を特殊的高額現物年貢と低廉勞働賃銀との二條の狹隘な規定國內に靜置し、これを「陶冶」するごとく^(註3)(括弧のみ筆者)をもつてなされたのであるが、とくに農村を供給源——親率軍隊、教育の土壤——とし基底とすることによつて遂行されたのである。大内力氏は『農村財政の諸問題』において、農村財政における時局費——戦争關係費——についてふれているが、農村財政の軍事的性格はただに戦時のみの現象ではない。さきの牛牧村において青年訓練所費、實業補習學校費、青年學校費等々これら軍事的諸

第13表 教育費における軍事的諸経費（単位圓）

	教育費總額	軍 事 的 經 費					教育費に對する軍事的經費の割合 (%)
		青年團、 在郷軍人會補助	青年學校	實業補習學校	年所 訓練	小 計	
大正14年	5,018.71	-	-	102.60	-	200.00	6.0
昭和 5	6,528.21	-	-	103.07	598.25	395.00	16.8
7	6,550.00	-	-	150.00	389.00	190.00	11.1
8	6,735.12	-	-	136.69	366.46	625.00	16.7
9	6,590.16	-	-	127.85	362.92	232.10	11.0
10	6,724.21	-	420.40	23.50	76.15	198.60	10.7
11	6,482.87	-	463.69	-	-	209.35	10.4
12	7,206.30	-	491.96	-	-	340.00	11.5

昭和恐慌下の農村財政

- 表註 1. 前掲牛牧村の場合。昭和7年のみ豫算額である。
 2. 青年團、在郷軍人會補助は第5表では「その他」に入つていていると思われるが、ここでは教育費に合算してある。

教育、團體（もちろん實業諸教育もふくまれているが）にかんする諸経費は第一三表にしめすごとく多少の變動はあるが相當の額にたつする。このうち中軸をなすものは「兵隊の期間が減る」（小林多喜二『不在地主』青年訓練所費、青年學校費であるがその軍事的性格は、第一四表にしめすごとくそこに

第 14 表 青年訓練所指導員の在郷軍人

昭和	青年訓練所指導員總數	内在郷軍人	指導員總數中在郷軍人の割合
	(人)	(人)	(%)
1	2,155	868	40.3
2	2,158	910	42.2
3	2,131	916	43.0
4	2,097	926	44.2
5	2,071	922	44.5
6	2,051	916	44.7
7	2,054	941	45.8
8	2,030	932	45.9
9	2,081	966	46.4

(山形縣)

における指導員の半數ちかくが在郷軍人であるし、しかもそのしめる割合が次第に増加していることをもつてみようかという（註）ことである。この訓練所、青年學校を中軸としその下部組織として全村的な規模での青年團が男女青年を組織していたのであつた。これらの青年團に、あるいは在郷軍人會に對して少額であるとはいへ農村財政より、あるいは府縣よりそれらの活動諸経費にたいする補助金が支出されてゐる。以上の農村財政における軍事的側面、潜勢的軍事的力の育成は右にあげたことのみではなく、小學校教育の内容はともかく、役場事務とく

に兵事係等の、それら諸経費負擔に見られるであらう。ついで第五表の社會事業費をみよう。この経費はいうまでもなく貧困者救済の費用であるが、これが農業恐慌にはいるにおよんでいちじるしく増大した。すなわち絶對額において昭和二年にたいする七年は二・二倍餘、九年約三倍、一二年二・二倍餘へと

つた。これをそれ以前に比較するといつそう顯著である。すなわち日本資本主義が一般的危機に突入した前後たる大正八年は五五萬餘圓で昭和二年のわずか九・四％、一年は一四・九％、一四年で五一・三％でしかない。農村における半封建的收奪が一般的危機下においては、とくに相對的安定の終熄後にはいつそう急速に零落農民を形成していく。だがこの「貧困者救済の費用」が如何に「貧困」であつたかについてあらためてのべる要はないであらう。

われわれがさきに救農土木事業の施行にともなつて地方債が増したことをのべたが、この救農事業が農村財政を壓迫し、かつ他方では地方産業の不振から財政収入の涸渇がもたらされることによつて、町村債の増大をよびおこした。すなわち第一五表のごとく町村債の年度末現在高の増加率は地方債總額のそれよりもい

第 15 表

	地方債合計	町 村 債
	萬圓 1,844.43 %	萬圓 167.540 %
昭和 2 年		
5	128.7	153.0
7	147.9	166.6
9	169.8	204.8
11	197.3	470.0

ちじるしく高い。だが町村債の累増および高利率はさきにしめした國家財政の同一傾向とからみあつて、農民をして租税負擔の過重とインフレーションとの二重奏のうちにまします「多忙」であらしめた。

以上においてわれわれは主として農村財政の特質に

視點をにおいて述べたのであるが、この恐慌過程の農村財政はまたいわゆる案件事務費の擴大過程——ひとしく收奪の物的手段でありながら、かつ中央への從屬を強化する——でもあつた。昭和四年の財政緊縮政策もかえつてこれをおしすすめるものであつた。けれども「豫算の各費目に互り整理節約を行い」「新規の施設は之を計畫せざること」「既定の計畫に係るものに在りても……之が打切中止減額又は繰延」せよとの訓令によつてさえ町村財政は、七％しか緊縮されなかつたが、市財政では一八・二％、府縣では一一・九％の節減となつた。このことを逆にいえば町村財政がいかに「節減しえない」財政であり、義務的經費が財政中の主要部分であるかといふことをものがたるものにはかならない。これにつづいて恐慌による収入減、救農事業實施にともなう町村財政負擔の増加は、ますますいわゆる自治的經費を減少せしめたのである。

事務を委任するばあい、その事務遂行に十分な經費が交付されておれば農村財政への直接の壓迫とはならないであらうが、委任のうらづけとしての交付金、補助金が十分でないばあいには農村財政は自腹を切らなければならなくなる。委任に對するうらづけが十分でないといふことは、さきにあげた教育費についてもいふであらうが、さらに一例をとれば第一六表にしめすごく市においては國稅徵收交付金にたいする徵收費は約四割にすぎず交付過剩であるが、村においては約二〇割、交付金とはほぼ同じ額だけ自腹を切つてゐる。

第16表 國稅徵收費と交付金との差 (單位千圓)

	徵收交付金	徵收費用	差	引	交付金に對する徵收費(%)
市	2,675	1,158	↔	1,516	42.3
町村	818	1,239	↔	421	152.6
村	1,901	3,658	↔	1,757	192.4
計	5,394	6,056	↔	661	122.2

表註 「地方財政改善に關する内閣審議會中間報告」による。

は、農民の税負擔をその經濟のいかんにかかわらず、相對的に固定的なものとし、恐慌にあえぐ農民へのいちじるしい壓迫となつた。

以上すなわち三および四においてのべたごとく恐慌期の農村財政における經費支出は直接政府の施策を反映し、それを擔當施行し、あるいは義務的經費の財政支出中に占める割合の増大という過程、および農村財政收入中における國庫、府縣よりの補助交付金收入の増加とをとおして農村財政の中央への從屬化をいちじるしく急速化せしめたのであつた。そしてこのことは農村財政をして國家財政の一翼としての性格を強めたことであるし、まさに國家財政の出先機關としての財政たらしめたといふべきであらう。

これまでにのべた諸要素からもたらされた農村財政の固定性

註1 くわしくは野尻重雄「最近の農村問題としての教員俸給

第 17 表

	青年團總收入	総收入中市町村割合 補助の割 (%)
昭和1年	(圓) 81,540	30.2
2	84,991	32.0
3	86,811	33.2
4	77,260	37.6
5	71,831	37.7
6	62,497	37.0
7	64,614	37.3
8	66,703	37.0
9	64,628	40.0

- (1) その他昭和7年より縣補助金がある。
 (2) 山形縣統計書より、なお註5の各縣統計書参照。

未拂問題の検討」(「帝國農會報」第二二卷第二號) 参照。
 2 前掲「内閣審議會中間報告」の某村では五八・八%にすぎない。
 3 志賀義雄「世界と日本」
 4 山田盛太郎「日本資本主義分析」六九頁。
 5 山形縣統計書、各教育篇より。その他岩手、青森、宮城等各縣統計書参照。
 6 たとえば山形縣下の男女青年團會計の合計において、その収入總額中、市町村補助額は第一七表のごとくである。

8 7 藤田前掲書 四九七頁以下参照。

大内兵衛「時局下の農村」、小林千秋「地方財政」、その

他前掲「内閣審議會中間報告」參照。

9 内務省地方局、前掲による。

10 京都帝國大學農學部前掲報告書は農村財政中の固有事務費を次のごとく算出している。(三五―六頁)

(%)

	大正		昭和	
	二年	八年	一四年	三年
櫻川村	一六・六	二一・八	二二・四	一〇・八
西櫻谷村	二七・二	一五・五	八・〇	五・七
馬淵村	四六・〇	六〇・九	九・〇	一
				三・四
				一
				六・八
				八・三

五 農民の税公課負擔

昭和一五年中央・地方をつうずる税・財政の改革がおこなわれるまでに、大正一五年の税・財政制度の改革と昭和四年の地方制度の改正——いわゆる地方自治権の擴充といわれているが——および長い間の懸案であつた地租および營業收益税の改訂が六年におこなわれた。ついで一〇年七月地方制度の改正があつたが、これは財政にさほど影響を與えなかつた。翌一一年より臨時地方財政調整交付金制度が發足した。^(註)

さてこれら諸改革のうちここでは昭和六年の地租改訂についてのみ見よう。日本資本主義が農業部門からの價値の移轉收奪のうゑに急速な發展をとげたし、とくに一般的危機の段階においては

いつそうこのことを強化しておつたことは周知のとおりである。かかる條件のもとでの農村は經濟的にいちじるしく停滯し疲弊し、いきおい地方とくに農村財政の窮乏化をもたらし、地方負擔の不均衡、過重等がますますはげしくなつた。かかる條件の推移は地租營業税を地方に移譲せよという要求となり、大正九年から問題とされた。だがこれは、地方財政の窮迫にたいし財源をあたえるという目的で種々論議されはしたが、義務教育費國庫下渡金の増額とか臨時地方財政調整交付金等あるいは若干の税制改革による糊塗的なかたあで處理されたにすぎず、結局長い間政争の具となつたのみで實現されなかつた。ただ昭和六年の國税改正にともなつて、地租課税標準の賃貸價格への改訂と輕減とがなされた。しかしこの賃貸價格は、半封建的關係のうゑにたつ高率現物小作料の大正一〇年より一四年まで、五ヶ年間の平均小作料の價格換算によつたのであつた。なるほどどの財政收入をとつてみても地租形態をもつてする收入の割合は以前よりも相對的に低下した。とはいへ二脚の從屬規定としてのひとつの脚たる地租による收奪は、ここにおいても決してその本質を變へはしなかつた。他方地租は、右の改訂および自作農地免税點の設定によつて次のごとくかなり輕減された。

	昭和五年	七年	五年に對する 七年の割合
國稅地租	六八、一八九 ^{千円}	五八、四〇五 ^{千円}	八五・五
府縣地租附加稅	七〇、九〇三	六六、五二六	九四・〇
町村地租附加稅	三四、六〇四	二九、四一八	八五・〇

しかしながら「地租の公正化と軽減は専ら（寄生的）地主負擔の低減をもたらし」（註）（括弧内筆者）たのにすぎない。

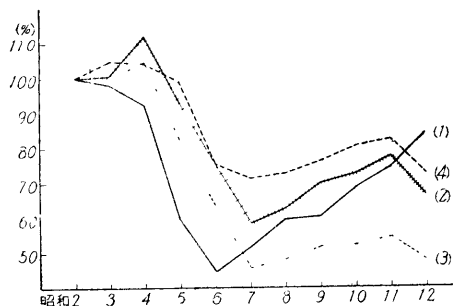
前掲第五表(四)の町村財政収入中の四〇％前後をしめる税収入をみよう。この税収入のうち第一八表にしめすごとく、われわれがさきに指摘した性格の土地負擔——地租附加税、特別地稅附加税、特別税中の反別割——の合計は一九％前後であり、税としての適格性を缺きかつ高率であつたし、非難論議的であつた戸數割は實に税収入の過半を占める。その他一三％餘の雜種税附加税は、時とところによりその課税對象を異にするといへ、荷車、水車、船をはじめ牛、馬、犬、鵜等々ひとつか、ほどのものを對象とする収入であつた。けれども第十八表(B)にしめすごとく農村においては、財政収入中の税収入割合は全國町村のそれよりはるかに高いし、とくに土地負擔、戸數割において高率であり、いわゆる人税よりも物税が多いことが特徴である。農村におけるかかる税負擔は第一次大戦後いちじるしく増加したし、またこの過程は地方別および農業者と他との租税負擔をいちじるしく不均衡ならしめた。

以上にのべたごとき税収入は、われわれが四において指摘した農村財政の窮迫化と、いわゆる義務的經費の擴大傾向というふたつの相反する要求のあいだにたちながら後者を充足していつたのである。しかもこれは恐慌の深化による税収入の減少を、制限外課税の増徴によつてカバーすることによつて遂行されたのであつた。ということとは第五表(四)にしめた租税収入中にふくまれる制

第18表 農村財政の税目別収入

		土地負擔	營業收益税附加税	家屋税附加税	營業税附加税	雜種税附加税	戸數割	税収入合計	財政収入中の税収入割合
(A) 昭和2年		16.9	3.6	9.1	2.4	12.6	54.7	100.0	43.9
全町	5	18.9	4.5	9.3	2.1	13.7	50.6	100.0	42.5
國村	9	18.5	4.1	7.5	1.6	13.6	53.5	100.0	34.1
	12	19.9	5.6	8.3	1.7	13.5	49.0	100.0	30.7
(B) 牛	5	26.9	0.1	5.5	0.7	4.0	62.8	100.0	54.4
牧	9	33.1	0.1	4.8	0.4	6.7	53.3	100.0	46.5
村	12	33.0	0.4	6.4	0.5	8.3	47.8	100.0	33.4
(C) 5		23.9	?	6.2	1.3	11.5	52.0	100.0	54.4
平	9	23.1	?	5.7	1.1	12.6	52.2	100.0	43.4
均	12	23.4	?	6.3	1.1	11.9	51.2	100.0	41.9
村									

- 表註 1. (A)は『地方財政概要』より、(B)は實態調査、(C)は農林省農務局『最近における農村負擔の變遷に關する調査』及び『農村及都市の負擔並財政狀況調査の概要』昭和12年及び14年による。
2. 土地負擔とは地租附加税、特別地稅附加税、反別割の合計であるが(B)、(C)は反別割を含まない。
3. (B)の昭和12年度財政収入中税収入割合が低いのは前年度繰越金(小學校建築費の餘利)が平年の3倍餘になつたためである。なをこの税収入は資料の關係から年初豫算からとつた。



第二圖

- 圖註 1. (1)は農家經濟調査三者平均所得、(2)は同調査中、小作農の町村稅負擔、(3)は同三者平均町村稅負擔であり昭和3年を基準としてあるが3年は2年に對し特に自作、自小作において町村稅負擔が増加しているから(2)と比較することは危険である。(4)は全國町村財政稅收入。
2. (3)の昭和6年の指數が無いのは資料の關係である。恐慌期の農家の稅負擔は國稅負擔が最も減じ、ついで府縣稅であり、割合固定的であつたのが町村稅であり、したがつて農家の總稅負擔はかなり低下した。

限外課税は、つぎにあげることく、		昭和二年		昭和三年		昭和四年		昭和五年		昭和六年		昭和七年	
町村稅收入中の制限外課税の割合(%)		昭和二年		昭和三年		昭和四年		昭和五年		昭和六年		昭和七年	
		一・五	七・〇	六・八	五・八	四・八	六・九	七・二	七・二	七・二	七・二	七・二	七・二

昭和初期から恐慌期にかけていちじるしく増大したことにみられるであらう。

制限外課税のかかる傾向は、われわれが二において指摘した經濟所得のうごきと相反する。けれどもこの經濟との遊離性は稅收入一般についていふことである。いま農家所得の變化を基礎として農村財政における稅收入を表示すれば第二圖のごとくである。恐慌下において農民の租稅負擔が相對的に固定的であることは、恐慌をいつそう慢性化しかつ激化する。

慢性的な恐慌下においてその所得のいちじるしい低下にもかかわらず、稅負擔が固定的であるならば、三大義務のひとつといわれたにしても滞納が生じてくる。この滞納は第一九表に示すごとく國稅よりも縣稅に、縣稅よりも町村稅においてその割合が多い。この租稅滞納にたいして抑壓機關は權力をもつて、かつその強度をいつそう強化することによつて滞納一掃にのりだした。すなわち第一九表にみられるごとく滞納は九年頃から次第に減少するがこれは單に農民所得の増加の結果だけではなく國家權力の機關を動員してする強制力強化の結果であつた。すなわち滞納にたいしての財産差押えという直接の強制收奪は表にもみられるごとくそれ以後減少しなかつた。

以上のごとく、稅負擔の過重がただに滞納を擴大し、財産差押えの「厄」を廣範にしたのみでなく、窮迫販賣、

第19表 税 滞 納 状 況 (%)

	國税地租 滞納に對 する財産 差押	道府縣税 滞納に對 する財産 差押	農 村			
			國税滞納 割 合	縣税滞納 割 合	村 税 滞 納 割 合	租税合計 に對する 滞納割 合
昭和2年	?	8.2	?			
3	18.9	8.4				
4	20.7	8.9	0.6	1.4	1.9	1.5
5	19.9	10.3	1.0	2.4	4.2	2.9
6	26.4	11.0	4.4	5.3	8.0	6.3
7	24.7	11.4	2.7	5.3	7.1	5.7
8	29.6	11.1	1.1	4.7	6.2	4.8
9	22.8	10.7	1.1	3.9	6.0	4.4
10	27.0		0.7	3.4	4.9	3.7
11	30.2		0.2	3.2	3.5	2.9
12	27.8		0.2	1.9	1.9	2.0

昭和恐慌下の農村財政

- 表註 1. 國税地租及び道府縣税滞納に對する財産差押は、本年度調停額に對する財産差押處分に付したものの割合で處分執行分ではない。いずれも主税局統計年報書による。
2. 農村の各項は174~179ヶ村の平均であり、農務局『最近における農村負擔の變遷に關する調査』及び『農村及都市の負擔並財政狀況調査の概要』による。

二〇六

青田賣^(註1)を現出せしめ、農民をして「モロク神」を祭るフエニキア人たらしめたのであつた。

註1 以上の諸改革については 藤田、前掲書參照。

2 藤田、前掲書 四七三頁。

3 帝國農會調査部『農業者と營業者の租税公課負擔比較調査』(昭和六年および入年刊)。

『日本農業年報』第八輯「農業租税問題」土屋大助「那部負擔に關する研究」(『農業經濟研究』第六卷二號)。

農林省農政局「農村及都市の負擔並財政狀況調査の概要」『農村租税負擔調査』。

内閣審議會中間報告書三〇頁「直接國税に對する地方税の割合」等參照。

4 農林省經濟更生部「新潟縣に於ける青田賣買に關する調査」。

『日本農業年報』第一輯、第三部、第一、三及び四參照。

六 結 語

われわれは以上において、われわれの基本的視角にたちながら昭和恐慌下の農村財政の問題點を分析してきた。そしてそれぞれの分析ごとに一應の結論をあたえたのであるが、こゝでつぎの點を要約しておこう。

國民經濟の主導力が資本に移行したことは、國民所得中にしめる農業所得の相對的地位の急速な低下でも、ある意味でいろいろ

であらうが、この移行そのものは、私の分析の對象ではなかつた。それは、この移行を農村財政がいかに擔當したかということであつた。このことは、農村財政をとおしての救農事業の役割の分析において指摘したし、さらには「ひとしく制壓・收奪する財政としての農村財政がかかる支配階級の相互的關係の變化のなかにおいて、出先機關の財政としての、あるいは國家への從屬度を強化したことのうちにも見いだされるであらう。親率軍隊と農村財政がけつして無關係なものでないことは、四においてふれた。

問題點の第二の(1)は、二の經濟の項でふれたことであるが、このことが農村財政を問題の第三に指摘したごとき性格に轉化せしめたひとつの物的土臺になつていたということが重要なのである。

×

×

×

農業にたいする國家の干與を一般には、日本農業の停滯性と弱さ(小農論をもふくめて)、あるいはいわゆる家族勞作經營であるその農業にたいしての國家の保護あるいは保育政策であるということがいわれている。けれども國家の干與は、それがいかなるよそおいをしていたにしても、きびしい階級關係になつたものとしてたちはたらくのである。われわれがここであつかつた昭和恐慌下の農村財政は、直接耕作農民のための財政ではなかつたし、そこで浮沈の淵にたつている直接の耕作農民にたいして國家からさしのべられた「手」は、けつして單純な「救いの手」でなかつたことはあきらかであらう。(一九五一、三、五)

(積雪地方支所・研究員)